

ご利用ください!

# 三ヶ山緑地公園・三ヶ山体育館



## 三ヶ山体育館

三ヶ山体育館は、彩の国資源循環工場PFI事業者のオリックス資源循環株により、町民開放施設として整備されました。健康増進やレクリエーションのため、団体での利用が可能です。

**施設概要**／①パレーボール(バドミントン)コート2面またはバスケットボールコート1面、②リフレッシュコーナー、③更衣室(シャワールーム)、④トイレ、⑤駐車場

**利用時間**／午前8時30分～午後10時(12月29日～1月3日は休館)

**利用料金**／無料

**利用団体**／町認定の社会教育関係団体、学校施設利用登録団体等※個人での利用はできません。

**申し込み方法**／利用日の10日前までに企業誘致推進課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ企業誘致推進課へお申し込みください。

**その他**／利用後は、清掃を行い、ごみはお持ち帰りください。

**問い合わせ**／企業誘致推進課(☎581・2121内線201)へ。



## 三ヶ山緑地公園



三ヶ山緑地公園は、彩の国資源循環工場整備事業により、埋立跡地活用の一環として整備されました。多くの皆さんにサッカーやジョギング、散歩などでご利用いただいています。

**施設概要**／①陸上トラック、②サッカーグラウンド、③遊具等公園施設、④駐車場、⑤トイレ

**利用時間**／午前8時30分～午後5時30分(通年)

**利用料金**／無料

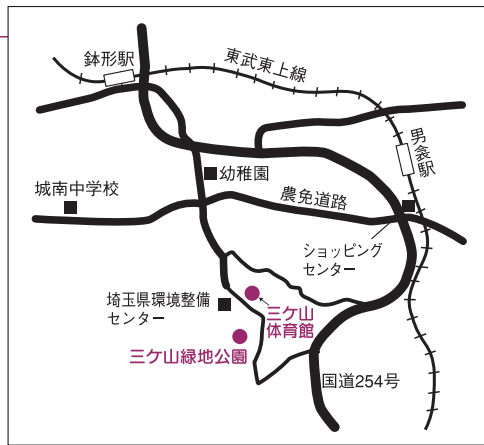
**公園利用**／原則として自由に利用できます(県で定める公園利用方法を遵守してください)。

**独占利用**／町認定の社会教育関係団体、学校施設利用登録団体等で、陸上トラック、サッカーグラウンド等を独占的に利用する場合、申し込みが必要になります。

**申し込み方法**／埼玉県環境整備センターまたは企業誘致推進課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ埼玉県環境整備センターに提出し、利用承認を受けてください。

**その他**／用具類を使用した場合はもとに戻し、ごみはお持ち帰りください。

**問い合わせ**／埼玉県環境整備センター(☎581・4070)または企業誘致推進課(☎581・2121内線201)へ。



実施します!

# 集合狂犬病予防注射



狂犬病予防注射は毎年犬の登録は生涯に一度

生後3カ月以上の犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。登録は一度行えば生涯にわたり有効ですが、**狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。**

集合狂犬病予防注射日程		
月日(曜日)	時間	会場
4月14日(月)	9:30~10:45	桜沢コミュニティセンター
	12:30~15:00	JAふかや用土支店
4月15日(火)	9:30~10:30	寄居運動公園駐車場
	11:00~11:50	折原駅前稲山商店横(元集荷所)
	13:30~14:45	伊勢原公会堂前公園
4月16日(水)	9:30~11:40	JAふかや男衾支店
	13:40~14:20	末野神社
	14:35~15:00	金尾公会堂
	15:15~15:30	生涯学舎「やまとびあ風布」前
4月17日(木)	9:30~10:20	今市地蔵堂
	11:10~11:55	かわせみ荘隣保館前
	13:30~14:50	総合体育館・アタゴ記念館前
4月18日(金)	9:30~10:10	岩崎公園
	10:35~11:15	熊谷保健所寄居分室
	13:10~15:00	鉢形財産区会館

※上の日程で登録・注射ができない場合は、動物病院で注射後、証明書を生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防関係手数料		
内容	登録済の犬	新規登録犬
登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
集合狂犬病予防注射料	2,750円	2,750円
合計	3,300円	6,300円

### ◆集合注射は最寄りの会場

町と獣医師会では、犬の登録と狂犬病予防注射を一緒に済ませることができる「集合狂犬病予防注射」を次の日程で行います。どの会場でも受け付けますが、できるだけ自宅から最寄りの会場へお越しください。登録済みの犬については、4月上旬にハガキ(通知)を送付しますので、問診票を記入のうえ持参してください。新規登録の犬については、生活環境課または男衾・用土連絡所に備え付

### ◆登録内容に変更が生じたときは

次のような場合は、「犬の登録事項変更届」等の提出が必要です。

- ①犬が死亡したとき
- ②犬の所有者・飼い主が変わったとき
- ③犬を飼う場所が変わったとき
- ④犬の所有者・飼い主の住所が変わったとき

※他の市町村から犬を転入させた方は、集合注射の前に「犬の登録事項変更届」・「鑑札の再交付申請」等の手続きを済ませてください。なお、これらの届出を怠ると、20万円以下の罰金が科せられます。

◆不幸な犬を増やさないために  
適正に繁殖制限しましょう。繁殖を希望しない場合は、獣医師に相談し、去勢や不妊手術などを行ってください。犬に限らず動物を捨てることや虐待することは禁止されています。

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線222)へ。

## 「アライグマ」情報を

お知らせください!

アライグマは北米産で中型のほ乳類です。タヌキに似ていますが、長いしっぽにしま模様があるのが特徴で、ペットとして輸入されたものが逃げたり、放されたりして野性化し、県内でも急激に生息数を増やしています。

人家にすみついたり、農作物を食い荒らすなどの被害が多く発生していることから問題となっています。また、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持つているため、さらに被害が拡大するおそれがあります。

そのため、町では県や県内の市町村と連携して、「外来生物法」に基づく計画的な被害対策を行っており、繁殖期前の今の時期は特に対策を強化しています。



自宅や近所で見かけたり、被害がありましたら生活環境課までご連絡をお願いします。なお、見かけによらずどう猛なので、むやみに手を出すことは大変危険です。

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線223)へ。